

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

室蘭市・登別市・北海道白老郡白老町

2 構造改革特別区域の名称

室蘭登別白老広域連携福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町の全域

4 構造改革特別区域の特性

室蘭市、登別市及び白老町は北海道の西南部に位置しており、室蘭市は特定重要港湾である室蘭港を有し、古くから鉄鋼等の工業の街として栄え、登別市は全国的にも有名な温泉を有し、国内をはじめ海外からも観光客が多数訪れている。白老町は製紙業を基幹産業として、地方港湾白老港の整備充実により、成長を続けるとともに、アイヌ民族の歴史と文化を伝承するポロトコタンやアイヌ民族博物館があり、多くの人々が体験学習に訪れる北海道を代表する教育文化施設となっている。

当地域は行政区域が隣接していることから、古くから住民が通勤、通院その他様々な日常生活の上で密接に関わり合う地域であり、広域圏における観光事業の実施、漁業における漁組合併、漁港の共同利用など、各種事業においても連携し、共同で取り組んでいる。また、登別市と白老町においては「行政懇談会」を定期的を開催し、ゴミ焼却場共同利用、観光イベント合同開催等を実施し効果を上げているなど、今後とも連携した政策の推進が重要な位置づけとなっている。

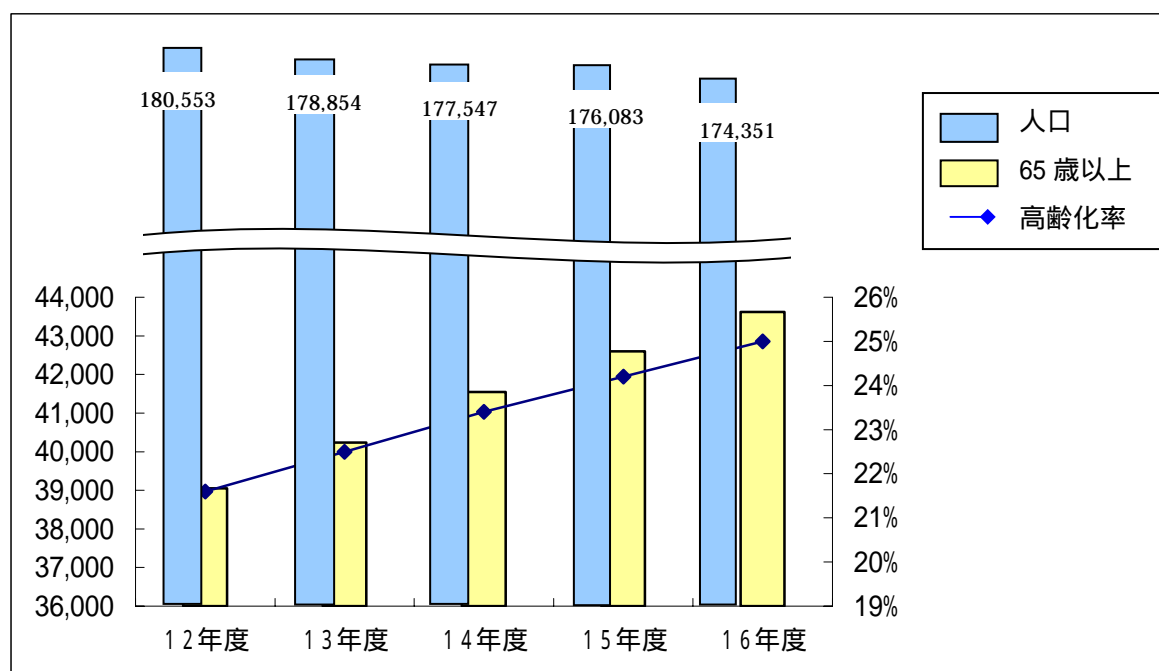
人口は三市町合わせて174,351名(平成17年3月31日時点)であるが、そのうち65歳以上の高齢者は43,615名、高齢化率は25.0%となっており、高齢化率は毎年1%近い上昇を続けている。しかし、共通の問題点として近年三市町では人口が微減しているにもかかわらず高齢者人口が増え続け、高齢化率は増加の一途を辿っている状況にある。

また、要介護認定者、障害者についても年々上昇を続けており、要介護(要支援)認定者は6,748名、身体障害者は10,137名、知的障害者は1,136名、精神障害者は585名に上り、移動制約者の数も年々増えてきている。

公共交通機関については路線バスやJRが運行されてはいるが、地形的に急な山坂が多く存在し冬季間には雪も積もるため、乗降場所まで移動することの難しい高齢者や障害者にとって日常の足として十分なものであるとは言い難く、実際に福祉輸送サービスの充実を求める住民の声は大きい。

各年度末現在 単位：人

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人口	180,553	178,854	177,547	176,083	174,351
室蘭市	103,301	102,156	101,138	100,121	99,113
登別市	55,076	54,673	54,503	54,337	53,923
白老町	22,176	22,025	21,906	21,625	21,315
65歳以上	39,047	40,236	41,546	42,601	43,615
室蘭市	22,777	23,377	24,165	24,704	25,233
登別市	11,147	11,596	11,984	12,352	12,693
白老町	5,123	5,263	5,397	5,545	5,689
高齢化率	21.6%	22.5%	23.4%	24.2%	25.0%
室蘭市	22.1%	22.9%	23.9%	24.8%	25.5%
登別市	20.2%	21.2%	22.0%	22.7%	23.5%
白老町	23.1%	23.9%	24.6%	25.6%	26.7%



(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

室蘭市、登別市及び白老町では、65歳以上の高齢者のうち14.9%が要介護（要支援）認定を受けており、そのうち3,599人（高齢者人口の8.1%）が居宅介護サービスを利用している。

室蘭、登別の両市では、要支援・要介護者を対象に平成17年4月に実施した「介護保険利用意向調査」では、日常生活において大変と思う事項（複数回答）は、「足腰に不

安があり歩行が大変」という回答が 70.1%と最も多く、次いで「重いものを運ぶ」(51.3%)、「外出や病院受診が大変」(49.5%)、「ちょっとしたことでつまずき・転倒がある」(44.6%)となっており、外出・移動について大変さを感じている状況がうかがえる。

また白老町において、白老町民生委員児童委員協議会が平成 17 年 9 月に実施した 70 歳以上の要支援・要介護者の 244 世帯実態調査では、「最も不便を感じていること」は、「病院等への通院不安」(45.2%)、「食品等の買物に不安」(26.0%)、「体に不安があり外出が億劫」(18.6%)となっており、室蘭、登別同様に多くの高齢者が外出・移動に不安を感じていることが明らかとなった。

このように要介護(支援)者への通院等の外出支援は、在宅生活を支える上で重要なニーズとなっており、このうち常時車椅子やストレッチャーを使用する方についてはリフト付きなどの福祉車両での輸送が必要であるが、身体機能の低下が軽度な認知症高齢者や、杖や歩行介助での移動可能な軽度の移動制約者については、多くは福祉車両以外のセダン型車両による介助不対応が可能である。

高齢者人口	A	43,615 人 (室蘭：25,233 人、 登別：12,693 人、白老：5,689 人)	認定率 B / A	14.9%
要介護・要支援認定者 (第 1 号)	B	6,488 人 (室蘭：3,759 人、 登別：1,846 人、白老：883 人)		

要介護(要支援を含む)認定者数(平成 17 年 3 月 31 日現在)

単位:人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	1,126	2,707	763	619	625	648	6,488
室蘭市	552	1,663	464	369	341	370	3,759
登別市	361	711	220	176	193	185	1,846
白老町	213	333	79	74	91	93	883
第 2 号被保険者	19	130	42	23	21	25	260
室蘭市	10	78	26	14	15	16	159
登別市	6	38	13	5	3	8	73
白老町	3	14	3	4	3	1	28
合 計	1,145	2,837	805	642	646	673	6,748
室蘭市	562	1,741	490	383	356	386	3,918
登別市	367	749	233	181	196	193	1,919
白老町	216	347	82	78	94	94	911

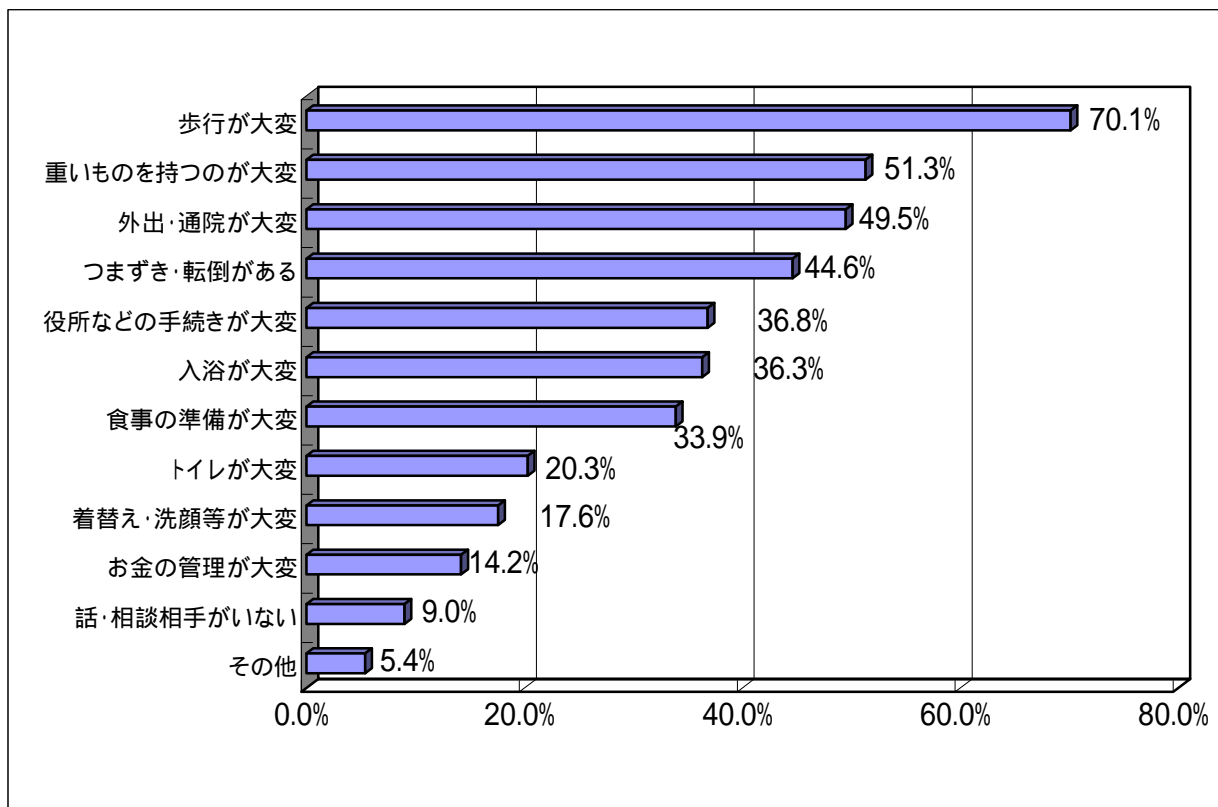
居宅介護サービス受給者数(平成 17 年 3 月サービス利用分)

単位:人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	756	1,918	440	254	136	79	3,583
室蘭市	405	1,239	270	151	72	43	2,180
登別市	204	457	118	64	39	27	909
白老町	147	222	52	39	25	9	494
第 2 号被保険者	14	91	26	18	10	15	174
室蘭市	7	58	16	12	6	11	110
登別市	5	26	9	3	2	3	48
白老町	2	7	1	3	2	1	16
合 計	770	2,009	466	272	146	94	3,757
室蘭市	412	1,297	286	163	78	54	2,290
登別市	209	483	127	67	41	30	957
白老町	149	229	53	42	27	10	510

アンケート結果 日常生活で大変と感じる事項

(要介護・要支援認定者対象、複数回答のため%は回答者数に対しての数値)



身体障害者

室蘭市、登別市及び白老町で身体障害者手帳の交付を受けている方は10,137名であり、このうち特に移動に制約を受ける肢体不自由障害者は6,333名、視覚障害者は744名、また、通院の頻度が高い内部障害のある方が2,055名である。また、障害福祉の支援費によるホームヘルプサービスを利用している方は113名である。

重度（1級・2級）の肢体不自由障害者は、寝たきりであったり、常時車椅子を利用しているため福祉車両での輸送が必要となるが、中軽度の方及び視覚障害者については、公共交通機関の利用は困難だが、セダン型車両での対応が可能なケースが多い。

18歳以上	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	986	250	8	1,385	2	2,631
室蘭市	583	139	8	786	2	1,518
登別市	250	76	0	397	0	723
白老町	153	35	0	202	0	390
2級	1,592	201	203	4	5	2,005
室蘭市	763	120	122	4	5	1,014
登別市	507	48	36	0	0	591
白老町	322	33	45	0	0	400
3級	1,056	69	136	340	73	1,674
室蘭市	556	40	81	185	42	904
登別市	300	16	42	96	21	475
白老町	200	13	13	59	10	295
4級	1,561	49	208	326	35	2,179
室蘭市	916	24	125	176	20	1,261
登別市	417	17	58	102	10	604
白老町	228	8	25	48	5	314
5級	828	91	9	0	0	928
室蘭市	495	46	6	0	0	547
登別市	200	37	2	0	0	239
白老町	133	8	1	0	0	142
6級	310	84	326	0	0	720
室蘭市	185	50	175	0	0	410
登別市	87	22	95	0	0	204
白老町	38	12	56	0	0	106
計	6,333	744	890	2,055	115	10,137
室蘭市	3,498	419	517	1,151	69	5,654
登別市	1,761	216	233	595	31	2,836
白老町	1,074	109	140	309	15	1,647

知的障害者

室蘭市、登別市及び白老町で療育手帳の交付を受けている方は1,136名で、このうち障害福祉の支援費によるホームヘルプサービスの利用者は8名である。

知的障害者は、介護者や環境の変化によりパニックに陥る場合があり、特に重度の方は公共交通機関の利用も単独では困難であり、通院などの輸送についても、できるだけ環境を変えずに普段のサービスと同じ介護者であることが有効である。

身体の障害を併せ持つ方については、肢体不自由障害者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、身体に障害のない重度の知的障害者については、慣れ親しんだホームヘルパーが運転・介助するセダン型車両での輸送が望まれている。

精神障害者

室蘭市、登別市及び白老町で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、585名おり、このうち障害福祉の支援費によるホームヘルプサービスの利用者は5名である。

これらの精神障害者は、環境や体調等により精神的に不安定になる場合など、公共交通機関の利用が困難となる場合が多いが、身体機能に支障がない方が大半であるため、福祉車両を使用するケースは少ない。

しかし、精神障害者の在宅生活を支えていくためには、定期的な通院等の医療が不可欠であり、今後はホームヘルプサービスによる移送が必要となるケースが増えることが予測されることから、NPO等が実施するボランティア輸送において、セダン型車両の導入によるサービス体制の整備が求められている。

ヘルパー（障害福祉の支援費）利用実人数（平成16年度）

身体障害者	113
室蘭市	50
登別市	49
白老町	14
知的障害者	8
室蘭市	6
登別市	2
白老町	0
精神障害者	5
室蘭市	4
登別市	1
白老町	0

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

胆振・日高管内で広範囲にバス事業を展開している道南バス株が、室蘭、登別両市の市内路線バスを運行しているが、地形等の影響で国道を中心とした幹線道路に沿ってバス運行が路線されており、市内全域をカバーできる状況にない。また、白老町においても道南バス株が国道 36 号線の主要幹線を中心に室蘭市、登別市から苫小牧市や千歳空港、札幌市までの区間を 1 時間間隔で 1 日 15 往復しているが、利用者の減少に伴い運行本数も限られており、移動制約者にとっては生活の足として十分な状況とはなっていない。

このような状況で、両市では、バス事業者に対して地方生活バス路線維持費補助金、低床化補助ステップ整備助成などを行ってきており、また、高齢者、障害者を対象に割引バス、運賃割引などを実施し、高齢者等の外出支援の助成を行っているが、いずれにしても単独での移動が困難な要介護者、障害者などにとっては、「停留所まで行けない」、「介助がなければ乗降できない」等の解消には至っていない。

鉄道

室蘭市、登別市及び白老町には JR 北海道の室蘭本線が運行しており、両市で 10 箇所、白老町で 6 箇所の駅がある。しかし、昨今の経済情勢や自家用車使用の増加に伴い、便数や車両数の減少が進み、主に長距離移動のための手段としての利用が多い。また、バリアフリー化された駅は 1 箇所のみで、移動制約者にとって日常の足として十分な状況にあるとは言い難い。

タクシー事業者

室蘭市、登別市及び白老町で、タクシー会社は 11 の法人、42 の個人タクシーが営業を行っている。また、平成 17 年 5 月には胆振日高管内で初となる、いわゆる「福祉タクシー」が個人事業者（ストレッチャー、車椅子対応車両 1 台）により開業した。

バス・鉄道等の公共交通機関は便数や車両、施設、地形等の課題があり移動制約者の日常生活の足としては必ずしも十分でないため、タクシーは重要な交通手段の一つとなっており、三市町でも障害者を対象としたタクシー料金助成事業を実施しているが、対象が限定されており、全ての移動制約者の需要をカバーできる状態ではない。

タクシー事業者の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

	法人数	車両所有台数	うち福祉車両台数
タクシー会社	11	407	2
個人タクシー	42	42	0

(3)福祉輸送の状況

介護保険制度施行前より、車椅子使用者や寝たきり高齢者、人工透析患者の通院に限定した移送サービスを、NPOが実施してきている。介護保険制度の施行により、室蘭市、登別市及び白老町においても訪問介護事業所による通院等乗降介助を14事業所が実施しており、移動制約者にとっては貴重な通院等外出の手段となっている。

また白老町では、委託事業として、人工透析患者の通院に限定した移送サービスを実施してきている。

このことから、道路運送法第80条第1項による福祉有償運送について、「室蘭市・登別市福祉有償運送運営協議会」、「白老町福祉有償運送運営協議会」で協議を行い、必要性や安全性確保等で9非営利法人について承認を得た。

しかし、寝たきりや常時車椅子使用ではないが、介助が必要な比較的軽度の要介護認定者や障害者が確実に増えており、介助によりセダン型車両を使用するニーズが非常に高いことから、本特例措置の適用が必要である。

訪問介護事業所

	室蘭市	登別市	白老町	計
訪問介護事業所数	18	5	4	27
うち乗降介助実施事業所数	8	3	3	14

5 構造改革特別区域計画の意義

室蘭市、登別市及び白老町においては路線バス、鉄道、タクシーなどの公共交通機関があるが、いずれも障害者や要介護者といった移動制約者に充分配慮したものとはなっておらず、家族等が運転する自家用車での移動やNPO等による有償ボランティアによる移動に頼らざるを得ないのが現状である。

また、年々進む高齢化によって高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えているため、通院など日常生活における移動手段の拡充は必要不可欠である。

このことから、室蘭市、登別市及び白老町において福祉輸送サービスは、移動制約者にとって地域で生活していく上での生命線というべきものであり、福祉車両による輸送に加え、軽度の介護認定者や身体機能の低下が軽度な認知症高齢者、人工透析患者などに対する輸送にセダン型車両を導入することが求められている。

本特例を活用することで、地元の非営利法人による輸送体制を拡充することができ、高齢者や障害者が安心して外出できるよう自立を支援していくことができる。それにより高齢者や障害者が住み慣れた地域において、健常者とともに安心して在宅生活ができるようになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の適用によって移動制約者の方々の地域社会への進出機会を作り、高齢者や障害者の自立を促すとともに、家族の介護負担を軽減することで、室蘭市、登別市及び白老町で、誰でも『「安心」して「健康・元気」で「豊か」に過ごす』ことが出来る地域社会の実現を目指す。

また、高齢者や障害者が地域社会に進出することによって地域住民の福祉に対する意識を高め、地域全体が一体となって高齢化社会を支えていくことにも繋がり、高齢者や障害者が住みなれた地域において安心して生活することが可能となる。

本計画を福祉施策の柱の一つとし、高齢者等の地域における自立した生活を地域で支えるまちづくり・社会づくりを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

室蘭市、登別市及び白老町とも高齢化率の上昇にともない要介護者、障害者は増え続け、介護する家族などの負担は増える一方である。

本計画を実施することにより、移動制約者の外出機会を確保することで、閉じこもり予防やうつ予防等、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能が維持向上し、医療費・介護給付費等の抑制に効果が見込まれる。

高齢者や障害者本人のみならず、その家族の介護負担も軽減することができ、介護者の健康維持、社会参加の機会が増えることとなるが、全国的にも有名な登別温泉では、ホテルのバリアフリー化や介護付き温泉ホテルの整備も進んでおり、これまで身近にあってもなかなか行くことが難しかった移動制約者・家族の利用も可能となってきて、観光面での効果も大きいものとする。

また、高齢者や障害者が地域に根ざし生活することで、福祉に対する地域住民の理解が深まり、福祉ボランティア活動の促進等が見込まれ、室蘭市が魅力あるまちづくりに向けた地域活性化・課題解決に取り組む自主的な市民事業を支援する「市民協働」まちづくりへの相乗効果が計られるものとする。

さらに、「生涯を通じた健康づくりと、誰でも安心して暮らせるまちづくり」を目指す白老町においては、移動制約者の移動中に遭遇するリスクを軽減することができ、安心・安全な移動手段が確保されるとともに、高齢者や障害者本人の活動範囲も拡大され、安心して住み慣れた地域での生活ができる。

本申請において、三市町が広域で連携した事業の実施を行うことにより、福祉有償運送の主体であるNPO法人間の情報の共有化、資質向上に向けた学習会などの連携が強化され、利用者の利便性が確保されるとともに、これを契機に各種の福祉政策推進が展開され地域住民の福祉向上が図られるものとする。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1-1)重度身体障害者移動支援事業

実施主体：室蘭市

対象者：車椅子等を使用している重度身体障害者で、医療機関への通院や公的行事への参加等に、公共交通機関を利用することが困難である方

内容：室蘭市内、または登別市、伊達市への移動
月2回まで利用可能

利用料：無料

利用状況：平成16年度利用者 19人

(1-2)介護予防・地域支え合い事業（移送サービス）

実施主体：登別市

対象者：登別市老人福祉センターを利用する65歳以上の高齢者

内容：登別市老人福祉センターへの送迎

利用料：無料

利用状況：平成16年度利用者数 2,687人

(1-3)外出支援サービス

実施主体：白老町

対象者：在宅で寝たきり及び歩行が著しく困難で車椅子等を使用し、医療機関への通院や入退院時等に、既存の交通機関や一般の車両を利用することが困難である高齢者等

内容：自宅から医療機関等までの移送

利用料：有料（透析患者のみ）

利用状況：平成16年度利用者：69人〔うち透析患者30人〕
延べ8,700回利用〔うち透析患者8,185回〕

(2-1)重度心身障害者タクシー料金助成事業

実施主体：室蘭市

対象者：知的障害者（児）で療育手帳の障害程度がAの方
1級～3級の下肢・体幹機能障害、視覚障害者
1級の内部障害者で60歳以上の方

内容：通院、会合への出席

助成額：470円

車 両：ハイヤー事業者車両

利用状況：平成 16 年度利用者 1,174 人

(2-2)重度障害者（児）福祉タクシー事業

実施主体：登別市

対 象 者：1、2 級の視覚障害、下肢・体幹機能障害、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害者
1 級の精神障害者
療育手帳の交付を受けている者のうち A 判定の者

内 容：1 人月 3 回を限度としてタクシーチケットを交付し助成する。

助 成 額：小型タクシー基本料金相当分（年 36 回）

利用状況：平成 16 年度利用人数 615 人 交付枚数 14,760 枚

(2-3)重度身体障害者タクシー料金助成事業

実施主体：白老町

対象者：身体障害者手帳所持している 1・2 級の下肢、体幹及び視覚障害の方が通院等にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成

内 容：タクシーチケットを年 12 枚交付
〔1 枚当りの料金はタクシーの初乗り料金〕

利用料：利用 1 回当り初乗料金を超えた金額は自己負担

車 両：事業者車両

利用状況：平成 16 年度利用者：延べ利用回数 1,626 人

(3-1)精神保健対策経費（精神障害者通所交通費助成金）

実施主体：登別市

対 象 者：市内に居住する精神障害者

内 容：通所授産施設及び地域共同作業所への移動

助 成 額：通所に要する交通費の自己負担額の 2 分の 1

利用状況：平成 16 年度利用者数 8 人 延 871 回利用

(3-2)腎臓機能障害者等交通費助成事業

実施主体：白老町

対象者：腎臓機能障害により人工透析療法を受けている方、特定疾患により治療を受けている方または精神障害の方で、町外の医療機関へ通院する場合などに必要な交通費の一部を助成

内 容：鉄道運賃及び路線バス運賃の 2 分の 1 で、1 回の通院につき 5,000 円を限度

利用料：利用 1 回当り 5,000 円を超えた金額は自己負担

車 両 : 事業者車両

利用状況 : 平成 16 年度利用者 52 人

(4)盲人ガイドヘルパー派遣事業

実施主体 : 室蘭市

対 象 者 : 視覚障害 1 級・2 級の方で、

1.一人住まいの方 2.二人とも障害のある夫婦 3.日中介添えをしてくれる人が居ない方

内 容 : 通院、公的機関への届出・相談等、公的行事や障害者団体が開催する会議等への出席、冠婚葬祭

利用状況 : 平成 16 年度登録者 41 人

(5-1)路線バス高齢者割引パス助成事業

道南バス(株)が発行する、高齢者対象の割引パスの一部を助成する。

実施主体 : 室蘭市、登別市

対 象 者 : 市内に居住する 70 歳以上の高齢者

内 容 : 長距離便を除く室蘭・登別・伊達市内の路線バス

助 成 額 : 600 円

利用状況 : 平成 16 年度パス発行枚数 12,936 枚

(5-2)町内循環福祉バス事業

実施主体 : 白老町

対象者 : 町民〔利用制限なし〕

内 容 : 高齢者や体の不自由な方が、公共の施設や行事を活用し、健康づくりや地域の中での交流に多く参加できるように主として総合保健福祉センター等の公共施設利用者の移送

利用料 : 有料 1 回につき 100 円〔小中学生 50 円、就学前無料〕

減免 71 歳以上の方 障害者手帳を有する方

車 両 : 中型バス〔定員 40 名〕

利用状況 : 平成 16 年度利用者 延べ 64,532 人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206 (1216) N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の
拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人、N P O
法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

室蘭市、登別市及び白老町内で活動を行う社会福祉法人、N P O 法人、医療法人及び公
益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が室蘭市、登別市又は白老町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受け
ている者や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用
が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償
での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成 16 年度から規制緩和された N P O 法人等による有償ボランティア輸送では、車両が
福祉車両に限定されている。しかし輸送実施事業者の福祉車両の導入のみでは移動制約者
の増加に対応しきれず、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移送サービスは十分に

提供できていない現状にある。そこで使用車両をNPO等が所有するセダン型車両にまで運用の拡大を図ることにより、高齢者や障害者の通院や社会参加が促進されるよう改善する。

(2)-1 室蘭市・登別市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による室蘭市・登別市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、室蘭、登別両市が主宰する。

運営協議会の構成等

運営協議会は、福祉有償運送に係る関係者、関係団体及び行政機関等をもって構成する。

	団体・機関名等
学識経験者	北海道福祉衛生専門学校
有償運送利用者代表	室蘭身体障害者福祉協会
地域住民代表	登別市老人クラブ連合会
地域ボランティア	室蘭市社会福祉協議会
	登別市社会福祉協議会
関係交通機関	室蘭ハイヤー協同組合
国土交通省	北海道運輸局室蘭運輸支局
関係地方公共団体	室蘭市
	登別市
（オブザーバー）	北海道胆振保健福祉事務所

(2)-2 白老町福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による白老町福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、白老町が主宰する。

運営協議会の構成等

運営協議会は、福祉有償運送に係る関係者、関係団体及び行政機関等をもって構成する。

	団体・機関名等
学識経験者	白老町民生委員児童委員協議会
有償運送利用者代表	白老身体障害者福祉協会
地域住民代表	白老町町内会連合会
介護事業者	特定非営利活動法人
関係交通機関	白老交通(株)
国土交通省	北海道運輸局室蘭運輸支局
関係地方公共団体	白老町

(3) 運送主体

室蘭、登別両市内及び白老町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的として活動を行うものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第4条にいう「身体障害者」

その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。

ただし、可能な限り運転者全員が外部研修を受講できるように努めること。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

と。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象を含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。

上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1/2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。